

仕 様 書

1 業務名

ながさき産地“農”の魅力発信事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

3 目的

長崎県では「快適で儲かる農業」をキャッチフレーズに、若い世代が夢を持って取り組むことができる、持続可能で儲かる農業を実現するための取組を行っている。

本業務では、このキャッチフレーズを前面に押し出して、主に若い世代の興味・関心を喚起し、県内における新規就農者の増加につなげることを目的として、ながさき就農支援ポータルサイト※1（以下、「ポータルサイト」という。）の改修、効果的なPR手法の企画・提案及び各種PR業務を実施する。

※1 ポータルサイト

ながさき就農支援ポータルサイト ながさき就農支援ポータルサイト

4 業務内容

（1）ポータルサイトの利便性向上・コンテンツの充実

効果測定及び検索エンジン最適化（SEO 対策）、検索体験最適化（SXO 対策）検索エンジンからポータルサイトへの流入増加を図るとともに、利用者、及び検索サイトに最適化するように最大限に配慮する。

※（注1）SEO（Search Engine Optimization）：検索エンジン最適化。検索エンジンの自然検索結果において上位に表示されるよう web サイトの構成や記述などを最適化すること。

※（注2）SXO（Search Experience Optimization）：検索体験最適化。検索ユーザーの意図を踏まえたコンテンツを提供し、また容易に探している情報にたどり着けるような構成や導線を確保するなどして検索体験を最適化すること。

（ア）サイトの構成等

- ・ポータルサイトの改修にあたっては、別添「サイトマップ」の構成を基本とすること。
- ・ポータルサイト訪問者の行動導線を意識し、必要な情報に直感的に到達できる構成とすること。
- ・ポータルサイト訪問者の就農意欲喚起及び利便性の観点から、より効果的な構成案の提案を妨げるものではない。
- ・ポータルサイトの名称については、現行名称の課題を整理したうえで、就農検討者が web 検索等により発見しやすく、かつ本県での就農に対する関心や相談意欲の向上につながる名称案を提案すること。なお、最終的な名称は県と受託者で協議の上、決定すること。

（イ）CMS 等の基本的事項について

- ・本業務は既存ポータルサイトの改修を前提とするものである。
- ・当該 HP は、公共性・公益性の観点から、オープンソースソフトウェアである WordPress（最新バージョン）を用いることとし、必要に応じて構成の見直し又は再構築を行うこと。
- ・既存コンテンツについては原則として継承するものとし、県と受託者の協議の上、コンテンツを移行する必要がある場合は、ルールや手順を記した手順書を作成し、コンテンツの移設及び再編集等を実施すること。

- ・本県職員が職員ごとに発行されたユーザーID 及びパスワードにより CMS ヘログインでき、容易にコンテンツの追加・修正・削除を行えるシステムとすること。また、県側の管理者権限を有する職員において、ユーザーID の発行、権限設定、パスワード変更、利用停止及び削除が行えること。また、専用ソフトウェアのインストールが不要であること。
- ・原則として全てのページに CMS を導入すること。
- ・WordPress のテーマやテンプレートについては、本県職員が CMS の管理画面上から、ページ本文、画像、リンク先、バナー、CTA、定型ブロック等の簡易な修正を行えるようにすること。また、固定ページの新規作成及び軽微なレイアウト調整が可能であること。ただし、WordPress テーマファイル、PHP テンプレート、共通 CSS、JavaScript 等、サイト全体の表示、機能、セキュリティに影響する可能性がある箇所の編集については、原則として受託者が対応する範囲とし、県と受託者で協議のうえ運用規則を定めること。
- ・記事編集画面でのプレビューについて、デスクトップ環境において、PC だけでなくスマートフォンでの表示のされかたについても容易に確認できること。
- ・各ページの上部に、更新日時を自動的に表示し、検索サイトと利用者が最新更新日時を把握できるようにすること。また、掲載しない選択もできるようにすること。
- ・新着情報、トピックス、イベント情報において、種別・目的・市町（地域）情報別のタグ設定ができ、ユーザーが閲覧したい情報を絞り込むことによって簡単に見つけられるようにすること。
- ・YouTube 動画、マップ及び SNS (X、Instagram 等) をページ内に埋め込む際、職員が HTML タグ、iframe コード、CSS 等を直接編集することなく、CMS の管理画面上の入力項目又はブロック機能等により、動画 URL、地図 URL、住所、施設名等の入力、表示サイズの調整、配置の変更等を容易に行えること。
- ・新着情報、トピックス、イベント情報などの区分ごとに、CMS の入力フォームをカスタマイズし、編集がしやすい仕様とすること。
- ・本番環境に間違ったコンテンツが掲載されてしまうリスクを軽減するためテスト環境を構築すること。
- ・ページ、記事、お知らせ、イベント情報等のコンテンツについて、CMS の管理画面上で公開日時を指定し、指定した日時に自動で公開できること。また、必要に応じて、公開日時を予約せず、手動で即時公開できること。
- ・CMS 内のデータは定期的にバックアップを行い、緊急時はデータを復元できること。
なお、現在使用しているサーバ側で以下のバックアップ機能を有している。
(サーバの種類等)
CPI シェアードプラン SV-BASIC 20GB
1 日に 1 回、最大 7 日前までバックアップを実施。
- ・セキュリティ対策として、データを適切に管理するとともに、SSL/TLS 等によるデータの常時暗号化技術の使用や、各コードの最新バージョンを使用することにより、なりすましや情報の改ざんなどの外部からの攻撃やデータの漏洩などのセキュリティリスクにも対応した安全なシステムを構築すること。
- ・使用言語は以下のとおりとすること。
 - ・記述言語は XHTML1.0 Transitional CSS2.0 以上 (XHTML5 も可)、文字コードは UTF-8 を使用すること。
 - ・プログラムを作成する場合は、最新版の PHP で記述すること。
 - ・ソースコードは、W3C が勧告する web 標準に従って記述すること。
- ・対応ブラウザは以下のとおりとすること。
 - ・パソコン：Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome 各最新版
 - ・スマートフォン：iPhone 及び Android の標準ブラウザ 各最新版

- (iPhone は Safari、Google Chrome、Android は Google Chrome については必ず対応すること。)
- ・タブレット端末：iPad 及び Android タブレットの標準ブラウザ 各最新版
(iPad は Safari、Google Chrome、Android は Google Chrome については必ず対応すること。)
- ・ウェブアクセシビリティについて、多様な利用環境を想定し、高齢者や障がい者を含めたすべての利用者が支障なく利用できるようにするために、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」のレベル AA に準拠すること。県から提供されたコンテンツ等をレベル AA に準拠させるために必要な加工は、受託事業者において行うこと。また、受託事業者において JIS X 8341-3:2016 及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施し、適用する達成基準の要件を満たすことを確認すること。
- ・Google アナリティクス等のアクセス解析ツールにより、サイトの閲覧状況、流入経路、ユーザー行動、コンバージョン等を計測・確認できること。
- ・計測に使用するアカウント及びプロパティについては、原則として県が保有又は管理権限を有するものを使用し、委託業務終了後も県が継続して計測データを閲覧・活用できる状態とすること。具体的な設定方法、管理権限、閲覧権限、タグ設置方法等については、県と受託者で協議のうえ決定すること。
- ・CMS については、ライセンスの使用期限のないものとし、本業務委託契約終了後も県が使用できるようにすること。
- (ウ) サイト機能の改善及びパフォーマンスの最適化
 - ・各ページには問い合わせ等、CTA への追従型の誘導ボタン・バナーを設置すること。
 - ・動線改善や SEO へ配慮し、できる限り低階層（原則、トップページから 4 階層）になるようコンテンツを整理すること。
 - ・サイト構成及び階層の見直しにあたり、URL の変更が生じた際の SEO 評価を適切に引き継ぐため、301 リダイレクトの設定をすること。
 - ・サイトの表示速度を改善するため、以下を行うこと。
 - また、その他、パフォーマンス向上のための記述の最適化等を行うこと。
 - ・画像サイズの大きいものはアップロードする際に、自動的にリサイズされること。
 - ・既存の画像についても適切なサイズの画像にリサイズを行うこと。
 - ・レンダリングを妨げるリソースを除外すること。
 - ・使用していない JavaScript、CSS を削除すること。
 - ・h2 タグについて、順番通りに正しく記述されていないものや、画像になっているもの等不適切なものを修正すること。
また、今後新たに作成するページについても、h2 タグが自動で正しい順番に記述されるようにすること。
 - ・各ページの h2 タグなどから、自動で目次作成ができること。また、目次を作らない設定もできるようにすること。
 - ・画像に対する視覚障害者向けの代替テキスト（オルトタグ）について、未入力を防ぐためにアラートが表示されること。また、装飾用の画像など、画像内にコンテンツを理解するための重要な情報が含まれない場合には、必ずしもオルトタグが必要でない場合もあるため、alt=""（空）を指定できること。
 - ・レスポンス対応（モバイルフレンドリー）であること。
 - ・操作ログを日付・時間・操作内容まで一覧表示により確認できること。また、CSV 形式でダウンロードできること。
 - ・地図から各市町情報のページへリンクできるようにすること。また、修正方法について、操作マニュアルで提示すること。
 - ・CMS に登録されているページ全体から、外部・内部へのリンク切れのチェックができる

こと。

- ・リンク先を表示する際は、別ウィンドウ・同一ウィンドウで開くかどうかの選択が可能であること。
- ・ページ削除の際、サイト内にリンクがあった場合は、削除対象ページへのリンクページ一覧を表示すること。
- ・決まった入力項目に情報を設定するブロック型の入力が可能なインターフェイスを実装すること。ブロックの順番変更は、変更したい場所にドラッグ&ドロップ等で簡易に実現できること。
- ・トップページのメインビジュアル、キャンペーンバナー、CTA バナー等について、職員が CMS の管理画面上から画像、見出し文、説明文、リンク先、表示順、公開・非公開等を容易に管理できる仕組みを構築すること。具体的な実装方法については、県の運用体制、更新頻度、保守性を踏まえ、県と受託者で協議のうえ決定すること。
- ・プラグイン・テーマが多すぎると、動作が重くなる等の問題が発生する可能性があるため、それらに配慮すること。

(エ) サーバ関係業務について

①サーバについて

- ・本業務によるサーバは、県（スマート県庁推進課）が管理する仮想化統合基盤上に構築している。（本業務には、サーバ等機器の調達及び使用料は含まない。）
- ・仮想化統合基盤とは、VMware の技術を用いて、県庁ネットワーク内にプライベートクラウドとして構築したものである。
- ・本業務により構築するサーバは、庁内 DMZ 領域に配置している。
- ・OS は以下のとおり。

RedHat Enterprise Linux 8.5

②業務の連携

- ・本業務の実施にあたっては、表に示す関係者と相互に協力して適切に行うこと。

関係者	概 要
スマート県庁推進課	庁内ネットワーク及び仮想化統合基盤の統轄管理
仮想化統合基盤運用管理業者	スマート県庁推進課との契約に基づく仮想化統合基盤の運用管理

③仮想マシンの使用

- ・仮想マシンについては、OS のインストール、IP アドレスおよびコンピュータ名の設定など当初構築時に必要な設定を実施している。本業務委託により追加で必要な業務システムの要件に応じた細部の設定は全て受託者で実施すること。
- ・仮想マシンに必要なリソース（CPU、メモリ、HDD 容量）は、受託者が整理し、スマート県庁推進課に提示すること。
- ・仮想化統合基盤上に仮想マシンを利用する際の手順等は、契約後に開示する。
- ・改修作業に必要なパソコン等機器及び作業用アカウントは長崎県総務部スマート県庁推進課が用意する。
- ・長崎県庁舎内の指定した場所で作業を実施すること。
- ・仮想化統合基盤へのデータ持込み、仮想化統合基盤からのデータ持出しについては、長崎県のセキュリティポリシー及び仮想化統合基盤の運用手順に従うこと。

④運用・保守及びセキュリティ対策

- ・SSL/TLS 証明書については、有効期限管理を適切に行い、期限切れが生じないように来庁にて更新作業を実施すること。
- ・本システムの安定的な運用を確保するため、ソフトウェアアップデート、ログ確認、バックアップ状況の確認等を含む定期的な保守を実施すること。なお、令和 9 年 4 月 1 日以降の保守管理は、別途契約による。

- ・使用する OS、ミドルウェア、CMS 及び各種ソフトウェアに脆弱性が発見された場合は、速やかに影響範囲を確認し、必要なセキュリティパッチの適用その他の対策を講じること。
- ・受託者において行う保守は、仮想マシン、OS、ミドルウェア及び業務アプリケーションの保守とし、ハードウェア及び仮想化ソフト（VMware）の保守は、スマート県庁推進課（仮想化統合基盤運用管理業者）が行うため、本業務の対象外とする。

（オ）その他

- ・構築するシステムについては、次年度以降の保守管理・運用（サーバ利用料を含む。）に係る費用を極力抑えることができる内容とすること。
- ・新たな機能追加にも柔軟に対応できるよう、バックエンド・フロントエンド両面において拡張可能なシステムとすること。
- ・本県職員が、テンプレート更新作業、ウェブコンテンツの更新作業を行うために必要な運用・操作マニュアルを策定すること。
- ・運用開始にあたっては、職員への操作説明会を実施すること。
- ・受託者は、県側の要件を満たすために、どのような実装を行うか、それにより日常の更新作業がどのようなになるかを開発前に長崎県側に事前説明し、協議を行うこと。
- ・県側の求めに応じてデモ画面を提示するなど、実装までに相互でシステムの概要や運用フローのイメージを共有できるよう最善の努力を行うこと。
- ・開発開始の前後に関わらず、システム上・技術上、その他の制約のため、当初想定していた実装が困難であることが判明した場合には、速やかに県に通知し、県と協議の上、要件に極力近づけるよう代替案を提示すること。
- ・長崎県庁 LAN の都合で一部のシステム・サービスが利用できないことが無いが、事前の確認・テストを必要に応じて行うこと。

（２）打合せ・報告

本業務の円滑な遂行及び品質確保のため、受託者は県と密に連携し、以下のとおり打合せ及び報告を行うこと。

（ア）定例会

- ・月１回程度実施すること。
- ・業務全体の進捗状況、課題及びその対応方針、今後の作業計画等について報告すること。
- ・必要に応じて、デモ画面等を用いて実装状況の説明を行うこと。

（イ）業務打合せ

- ・必要に応じて随時実施すること。
- ・要件調整、仕様確認、課題対応等を目的として実施すること。

（ウ）議事録の作成

- ・会議及び打合せの実施後、受託者は速やかに議事録を作成し、県の確認を得ること。

（エ）月次レポートの提出及び協議

- ・Google アナリティクス等を活用したアクセス解析及び広告運用結果、並びに各種媒体（パンフレット、広告等）からの流入状況を含めた効果検証レポートを作成すること。
 - ・ポータルサイトにおける相談フォームによる問い合わせについて、就農検討者の関心分野や課題の把握に資する分析結果について、ポータルサイトの導線設計、コンテンツの改善及び広報施策の見通し等に活用できるよう、改善提案を含めたレポートを作成すること。
 - ・当該レポートは毎月初の３営業日以内に提出すること。
 - ・提出後７営業日以内に打合せを実施し、分析結果及び改善方策について協議を行うこと。
- なお、当該打合せは（ア）の定例会と兼ねて実施することができる。

（オ）進捗報告

- ・定例会のほか、県の求めに応じて適宜進捗状況の報告を行うこと。
- ・県からの要請があった場合は、必要な資料を作成し、説明を行うこと。

(カ) 課題・リスク対応

- ・業務の進行に影響を及ぼすおそれのある課題又はリスク(遅延の可能性、仕様上の問題、技術的制約等)が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに県に報告し、協議を行うこと。

(3) KPI の設定、広報戦略の設計及び効果検証・改善

本業務では、ポータルサイト改修を通じて、特に相談申込への転換率向上を主眼とし、ポータルサイトへの誘導から具体的な就農相談までを一体的に強化する。

KPI の設定にあたっては、令和 7 年度の本県実績(ポータルサイト年間アクセス数 8,974 件、県全体相談件数 246 件(うち具体的な就農活動行動に至った人数 84 人))及び過去 5 年間の相談件数実績(243~498 件/年)を踏まえ、本業務の目的である就農相談への誘導強化及び相談申込率向上に資する KPI を設定し、その達成に向けた具体的な施策を提案すること。

(ア) KPI の設定

- ・ポータルサイト改修完了後の実働期間(概ね 4 カ月程度を想定)を踏まえ、実現性及び効果が見込める目標値を設定すること。
- ・相談申込件数については、相談フォームからの申込、イベント・セミナー申込等、就農相談又は就農検討に関する具体的な行動につながった件数を対象とする。具体的な計測対象及び集計方法については、既存の受付方法や県の運用体制を踏まえ、県と受託者で協議のうえ決定すること。

(イ) 広報戦略の設計及び実施

- ・就農検討顕在層及び潜在層を対象として想定しつつ、ターゲットの属性やニーズに応じたペルソナを設定すること。
- ・ターゲットごとの情報接触経路(カスタマージャーニー)の整理
- ・流入チャネル別(検索・広告・SNS・外部媒体等)の戦略設計
- ・KPI 達成に向けた年間の施策実施計画の策定

(ウ) 効果検証及び改善

- ・各種媒体(パンフレット、広告等)からの流入状況についても分析を行うこと。
- ・ポータルサイトにおける問い合わせに関し、相談フォームによるものについて、就農検討者の関心分野や課題の把握に資する分析を行うこと。また、内容分類(例:就農相談、研修、移住、雇用等)、地域別傾向、時期別推移等の整理を行うこと。

(4) ポータルサイトへの誘導を目的とした PR 施策の実施

(3)において設定したペルソナ及び広報戦略に基づき、就農検討顕在層及び潜在層へ効果的にアピールするため、ポータルサイトへの誘導を図るとともに、単なるアクセス数の増加にとどまらず、新規就農に向けた相談・イベント参加申込等の具体的な行動につながる見込み層の獲得及び転換を目的として、以下の施策を企画・実施すること。

なお、本施策は(3)で設定した KPI の達成に資するものとして実施することとし、ポータルサイト全体のアクセス数のうち、広告運用による誘導については、一定規模の流入確保を図ることとし、実施期間及び広告予算規模に応じて最適化を図ること。

- ・ターゲティング(地域、年齢、興味関心、行動履歴等)の設定
- ・広告文・バナー・動画等のクリエイティブ制作
- ・検索広告(Google 等)の企画・運用
- ・SNS 広告(Instagram、Facebook 等)の企画・運用
- ・クリック率、コンバージョン率等の分析並びに改善提案及び施策の見直し

(5) 各種誘致イベントへの集客支援

県内各産地が実施又は出展するセミナー、見学会、相談会等に関し、本県での就農を検討している者の参加を促進することを目的として、以下を実施すること。

- ・各イベントの内容を踏まえ、ターゲット像及び訴求内容について、イベントを実施する各産地と連携のうえ整理すること

- ・ イベントごと又はイベント群ごとに、ポータルサイト内に集客用ランディングページ（LP）を制作すること。また、SNS 広告、検索連動型広告等の web 広告を活用し、広告から当該 LP へ誘導する集客施策を企画・実施すること。
- ・ 各イベント開催後の効果検証を行い、改善提案を行うこと
- ・ 各施策の実施にあたっては、県及びイベントを実施する各産地と十分に連携し、イベント内容、開催時期等について事前に共有したうえで、集客施策を実施すること。

（６）コンテンツ制作支援及び魅力発信

就農の魅力を効果的に伝え、就農検討者の就農意欲を喚起するため、以下のコンテンツについて企画及び制作に係る支援を行うこと。

（ア）動画コンテンツ（７地域×２本程度）

- ・ 各産地の農業の魅力を伝えるショート動画について、産地自らが制作できるよう、企画立案から制作・配信に至るまで一貫した伴走支援を行うこと。
- ・ 支援にあたっては、企画検討、構成案作成、取材・撮影手法の指導、編集方法の助言等を行い、各産地の主体的なコンテンツ制作を促すこと。
- ・ なお、支援の実施にあたっては、（８）（ア）の研修会を活用し、その中で一体的に実施することも可能とする。
- ・ 動画は SNS での配信を前提とし、視聴完了率や拡散性を考慮した構成となるよう助言すること。（目安：30～45 秒程度）
- ・ 必要に応じて 15 秒程度の短尺版も制作できるよう、複数フォーマットでの展開について支援すること。
- ・ 冒頭数秒で興味喚起を図る構成や、テロップ等を活用した無音視聴への対応について助言すること。
- ・ ポータルサイト掲載を前提とし、記事コンテンツやロールモデル紹介との連動を意識した企画となるよう支援すること。
- ・ 制作した動画については、SNS 等における効果的な配信方法（投稿タイミング、ハッシュタグ設定等）についても助言を行うこと。
- ・ 各産地が自走してコンテンツ制作を行えるよう、動画コンテンツ制作に係るマニュアル（企画立案、構成作成、撮影方法、編集手法、SNS 配信のポイント等を含む）を作成すること。

（７）就農促進のためのパンフレット及びロールモデルコンテンツの制作

就農希望者の関心喚起及び就農相談への誘導を図るため、紙及び電子パンフレット並びにロールモデルコンテンツを制作すること。

（ア）パンフレットの企画及び制作

- ・ コンセプト設計（（３）において設定したペルソナを踏まえ、ターゲット及び訴求軸の明確化を行うこと）
- ・ （３）において設定したペルソナを踏まえ、情報の優先順位、読者の関心段階及び理解度に応じたレイアウトとするとともに、視認性及び訴求力に優れたデザイン性にも配慮した構成とすること。
- ・ ポータルサイトへの誘導を図るため、パンフレットに QR コード等を掲載するとともに、流入経路の計測及び効果検証が可能となる設計とすること（QR コードの遷移先は、相談申込や関連コンテンツへの導線を意識して設定すること）。
- ・ 以下の必須要素を必ず掲載すること
 - ・ 「快適」「儲かる」のフレーズ
 - ・ 農家の年間スケジュール
 - ・ 農家の 1 日のスケジュール（繁忙期・農閑期別）
 - ・ 農家の家計事情（収入・支出のイメージ）
 - ・ ロールモデルの紹介
- ・ （イ）で制作するロールモデルコンテンツのうち、８人程度をパンフレットに掲載するこ

と

- ・印刷用データ及び web 掲載用データの制作
- ・A 4 サイズ（両面カラー・コート紙）20 ページ程度とするが、就農検討者の就農意欲を喚起する観点から、より効果的なページ構成やページ数に関する提案を妨げるものではない。
- ・紙パンフレット作成部数は 1,500 部とする。
- ・電子版については、ポータルサイトで閲覧できるよう掲載することとし、スマートフォンでの閲覧に配慮した構成とすること。

（イ）ロールモデルコンテンツの取材及び制作

- ・県が選定した農業者 23 人程度に対し、就農の経緯や現在の経営状況、生活スタイル等について取材を行うこと。
- ・取材内容を基に、パンフレット、ポータルサイト、SNS その他の広報媒体で活用可能なロールモデルコンテンツを制作すること。
- ・単なる人物紹介にとどまらず、「なぜ就農したのか」「どのように不安を解消したのか」「就農後の実際の収入・やりがい・課題」等、就農検討者の関心喚起及び行動促進につながる観点から、テーマ設定及び構成の企画を行うこと。
- ・記事は、読みやすさ及び訴求力を意識した構成とすること。
- ・写真については、営農風景や日常の様子等を含め、就農後の働き方や暮らしのイメージが伝わる内容とすること。
- ・本コンテンツは、パンフレット（紙及び電子版）での活用に加え、ポータルサイト、SNS 及び外部媒体等への効果的な展開も見据え、各媒体の特性に応じた活用が可能となるよう、構成、分量及び表現を工夫すること。

（8）産地の情報発信体制の構築及び自走化に向けた発信力向上支援

各産地が自ら継続的に情報発信できる体制を構築するとともに、就農検討者の就農意欲を喚起するための効果的な発信力の向上を図ることを目的として、以下を実施すること。

（ア）研修会の実施

- ・SNS や web 発信に関する研修会を開催すること（就農検討者に訴求する発信を意識した内容とすること）。対象は最大 7 地域とし、オンラインによる合同開催を含めた効果的な実施方法とすること。なお、各地域に対して 3～4 回程度の支援機会を確保すること。
- ・研修会の実施計画（開催時期、実施内容、実施方法等を含む。）を作成し、委託業務開始後 1 か月以内を目途に県へ提示すること。また、各産地が計画的に参加できるよう、実施計画を整理した産地向け研修スケジュールを作成し、県へ提出すること。
- ・農作業等との両立に配慮し、必要に応じて夜間の開催も検討すること。
- ・研修会の開催にあたり、対象産地への開催案内チラシ及び参加申込フォームを制作すること。なお、申込フォームは QR コード等により容易にアクセスできるものとする。
- ・発信内容の企画方法、文章作成、写真・動画撮影の指導
- ・効果的な投稿タイミングや頻度、分析方法の説明
- ・各産地の発信内容に対する個別アドバイス
- ・運用マニュアルの作成（Instagram 等の SNS を含む効果的な媒体についての発信マニュアルを 3 媒体程度作成すること。なお、対象媒体の選定は県との協議によるものとする。）

（イ）情報発信の運用支援

- ・研修実施後、各産地が主体となり、SNS 等による情報発信を行うよう支援すること。
- ・就農検討者の関心喚起や相談申込等の具体的行動につながる効果的かつ継続的な情報発信が行われるよう、発信頻度や内容について適切に設計したうえで、委託期間全体にわたり、伴走支援を行うこと。

（ウ）ポータルサイトとの連携

- ・各産地が SNS 等で発信した内容については、ポータルサイトにも適宜掲載し、情報の

一元的な集約を図ること。

- ・掲載にあたっては、閲覧者が関連情報へ容易にアクセスできるよう、内容の整理及び導線の確保を行うこと。

(9) 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本業務の実施スケジュール、実施体制を明らかにした業務計画書を作成し提出すること。
- ・各業務の詳細については県と協議のうえ決定し、進捗状況を適宜報告すること。
- ・業務完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、県に提出すること。
- ・本仕様書「4 業務の内容」に係る一切の費用は、本事業の委託内に含めること。
- ・見積書や請求書において「4 業務の内容」の項目ごとに別立てで計上し積算すること。
- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て県に移転すること。
- ・受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

5 成果品

(1) 提出物

- ア 業務完了報告書 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部
- イ ポータルサイト設計書（A 4 版） 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部
- ウ ポータルサイト運用・操作マニュアル 紙媒体 1 部及び電子媒体 1 部
- エ ポータルサイトプログラム一式 電子媒体
- オ 開発ドキュメント（変更、追加、削除その他の履歴を記録したもの）
- カ ロールモデル紹介記事（テキストデータ）及び関連写真データ 一式
- キ パンフレット（紙媒体） 1,500 部
- ク パンフレットデータ（印刷用、web 掲載用及び編集可能な元データ含む） 一式
- ケ パンフレットに掲載した QR コードの設定内容及び遷移先一覧
- コ ポータルサイト、パンフレット及びロールモデル紹介記事等のコンテンツ制作において受託者が制作したテキストデータ 一式
- サ 動画コンテンツ制作支援及び情報発信支援に関連して、受託者が制作又は撮影した画像・動画データ 一式
- シ 情報発信運用マニュアル（SNS 等 3 媒体程度） 一式
- ス 動画コンテンツ制作マニュアル（企画、撮影、編集、配信に関する基本手順や留意事項を整理したもの） 一式
- セ 広告運用に係る設定情報及び誘導実績一覧
- ソ ポータルサイト及び各種施策に係る効果検証レポート（アクセス分析、広告運用結果等を含む。） 一式

※電子媒体は、県において再利用及び編集が可能な形式とすること。また、成果物に係る著作権その他の権利については、県に帰属又は県が自由に利用できるよう必要な処理を

行うこと。

(2) 提出場所

長崎県 農林部 農業経営課

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1 TEL:095-895-2935

(3) 提出期限

令和9年3月31日(水)

6 予算額

15,270,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

7 その他特記事項

(1) 受託者は、県の指示に従い、本業務を適正に実施するものとする。

(2) 受託者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。ただし、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 受託者は、本業務の関係書類等を適切に整備保管し、県又は関係機関による必要な書類の提出の求めや実地検査等に際しては、これに協力すること。

(4) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、県と協議のうえ決定する。

(5) 本業務の実施に必要な関係機関との調整は、県と連携のうえ適切に行うこと。